

平成 18 年度 第 1 回 石狩市情報公開・個人情報保護審査会議事録

日 時 平成 18 年 5 月 26 日（金）午後 6 時～

場 所 市役所 3 階 庁議室

出席者

【委員】 向田直範、矢吹徹雄、酒井哲夫、村上岑子

【事務局】 吉田保雄総務部長、飯尾徹生涯学習部長（教育委員会）、山岡邦子図書館長（教育委員会）、椿原功総務部参事（文書・統計担当）、池田幸夫図書館副館長（教育委員会）

傍聴者 0 名

議 題 【諮問】 石狩市民図書館「個人情報事務登録簿」の目的の追加について

【報告】 平成 17 年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況について

配布資料

①会議次第

②諮問書～石狩市民図書館「個人情報事務登録簿」の目的の追加について（写）

③平成 17 年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況について（報告）

○ 開 会

【椿原参事】

ただいまより平成 18 年度第 1 回石狩市情報公開・個人情報保護審査会を開会いたします。開会にあたり向田会長よりご挨拶申し上げます。

【向田会長】

お忙しいところありがとうございました。・・・・・・・・

本日の予定等について事務局の方からご説明願います。

○ 議 事

【椿原参事】

本日は、石狩市民図書館「個人情報事務登録簿」の目的の追加についての諮問案件 1 件と平成 17 年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況報告であります。よろしくお願いいたします。申し上げます。

【向田会長】

それでは、教育長より諮問を受けたいと思いますのでよろしくお願いいたします。

【飯尾生涯学習部長】

教育長が所要のため不在ですので、代理として諮問書をお渡しいたします。

石 教 図 第 25 号

平成 18 年 5 月 26 日

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範 様

石狩市教育委員会
教育長 四 宮 克

石狩市民図書館個人情報事務登録簿の目的の追加について（諮問）

石狩市民図書館では、図書館における貸出者の登録管理のため、利用者の個人情報を収集しています。

しかしながら、昨今の図書館サービスへの市民ニーズは多岐にわたってきており、しかも、厳しい財政状況において、その選択が必要となってきました。

こうした中、利用者の個人情報を活用し、利用者ニーズの的確な把握とサービス向上のため、アンケートによる意向調査さらには、図書館情報の提供を図っていきたいと考えています。

つきましては、個人情報事務登録簿における、個人情報の利用目的を下記のとおり追加いたしたく、石狩市個人情報保護条例第 10 条第 5 号の規定により諮問いたします。

記

1 追加内容

- ① 図書館サービス向上を目的としたアンケートのため
- ② 用途に応じた図書館情報の提供のため

【向田会長】

それでは、事務局の方からこの諮問内容、資料等について説明願います。

【椿原参事】

諮問内容のご説明をさせていただく前に、本日、お配りしてございます、資料の確認をさせていただきますと存じます。

まず、式次第があります。それから、諮問書の写しといたしまして、今、生涯学習部長が読みました諮問文でございます。

それと一体となって「個人情報事務登録簿」、利用申込書がございます。最後に報告案件の平成 17 年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況であります。揃っておりますでしょうか。以上でございます。

諮問内容及び資料の説明については、私の一人隣におります、石狩市民図書館副館長池田より説明させていただきたいと存じます。

【池田副館長】

石狩市民図書館副館長の池田でございます。本日は、よろしくお願いいたします。

お手元の別記第 1 号様式（第 2 条関係）個人情報事務登録簿をご覧くださいと存じます。この登録簿右上にございますように平成 11 年 3 月 11 日これは石狩市民図書館の開館前にその準備のために段階で作られた登録簿でございます。

左上の方個人情報収集の目的とございます。図書館における貸出者の登録管理のためとさせていただきますが、この登録簿の次に資料がございますが、利用登録申込書というのが2種類ございます。大人用と子供用とがございますが、この利用登録申込書によって個人情報を入手いたしまして、これは、これまで貸出業務、主に資料の返却の、ざっくりばらんに申し上げますと利用期限を過ぎた資料の返却督促のため、こういった目的を中心に使ってきたところでございます。

ただ、昨今の図書館の利用状況、現在、平成17年度の利用状況を取りまとめ中ではございます。合併の影響もございまして貸出し資料件数は幸いなことに3万点ほど伸びる見込みでございますが、図書館の本館の入館者数並びに貸出し人数につきましては、平成15年から若干利用が下がっている状況でございます。

確かに、石狩市民図書館は出来上がった当初、大変な利用が3年程続きまして、この、世界では3年から4年で安定期に入るとされており、現在は、その安定期という見方もございますが、やはり利用が下がっていることに関しましては、図書館といたしまして大変憂いているところでございます。

そこで、この度、この図書館の利用登録の際に入手いたしました個人情報を、この図書館サービス向上を目的としたアンケートのため並びに用途に応じた図書館情報の提供のために有効に使用いたしたく、この度の個人情報収集の目的に追加していただきたいと考えているところでございます。

説明まことに簡単でございますが、以上でございます。

【向田会長】

ありがとうございます。それでは今のご説明を基にして議論に入らせていただきます。

確認いたします、今の、個人情報収集の目的を図書館における貸出での登録管理のため下に二つ付け加えるということですね。よろしいですか。

それから、具体的に個人情報の内容については、どこか増えるところがありますか。従来どおりですか。

【池田副館長】

登録簿の下の方にそれぞれの基本的事項の欄に丸印を付けてございますが、この部分をこのまま使わせて、このままこれからも入手する予定でございます。

【向田会長】

そうしますと、個人情報の内容については特に変更はないのですね。

【池田副館長】

はい、そのとおりでございます。

【向田会長】

ということでございますので、どうぞ、審議、意見等あろうかと存じますのでご自由をお願いします。

【村上委員】

質問、アンケートと言っていますが調査ということですね。図書館サービス向上のための調査ということですね。利用者調査のためということでしょうか具体的に言うと。

【池田副館長】

村上委員のご質問にお答えします。図書館を利用いただいている方々に私どもとして提供しているサービスの状況、又は、今後、求められる図書館サービス、こういう部分につきまして利用者の方からの意向、要望、又は、動向等を調査するためのアンケートを考えているところでございます。以上でございます。

【向田会長】

従来、こういう形ではないものの意見を書いてください等は実施していたのですね。

【池田図書館副館長】

図書館でいままで行ってきましたアンケートは、来館者調査を行ってきております。又、利用者の方々からは直接的に電話、又は、カウンターでの直接のお話し、更に、電子メール、こういったものから色々要望並びに苦情をいただいているところでございます。

【村上委員】

これまでは、来館者とか、色々の寄せられた意見を基に行ってきたけれども、利用者の意向や動向を探るための調査として目的の追加ということですね。

【池田副館長】

ただいまのご質問にお答えします。利用されていていつも、中々利用されていない方、こういう利用者の方々のご意見、こういった部分を、又は、動向、なぜ利用されないのか図書館サービスに必要な部分がそこにあるかどうか、こうした調査を行いたいと考えているところでございます。

【村上委員】

そうですか、個人情報事務登録簿はどこの部署でも持っているのでしょうか。

ここにある部分を使って調査をしたいということですね、利用されていない人は、登録簿はないということですね。

【向田会長】

そうです、1回でも利用されている方はあります。1番目の調査目的についてはそういう1回しか利用されていない方々等を対象とするのですね。

【村上委員】

そういう、1回しか使用していない方々等に細かに調査をするんですね。

【向田会長】

2番目の目的については、図書館で積極的ということですね。

【池田副館長】

図書館サービスは、これから対象とされる利用者の方は相当絞られたもの、きめの細かいものを求められていると考えておりまして、地域性だとか、アンケートにより得られま

した動向、こういう部分を踏まえた上でピンポイントに図書館の情報を提供したいとも考えております。

【矢吹委員】

その目的事態は別段かまわないと思うのですが、現に、今、申込みを受けている方、その関係でいくと現に申込みを受けるためには、いただいた情報は市民図書館の利用登録に使用させていただきますと言っている訳ですよね、それが、ある日、突然に何か図書館情報等が送られてくる、図書館サービス向上を目的としたアンケートが送られてくるということではちょっと利用者からしてみると思いがけない形になるのではないのでしょうか。

【池田図書館副館長】

矢吹副会長のご指摘にお答えいたします。私ども、この追加がもしなしえたならば、矢吹副会長がご心配の部分に適切に対応すべく、まず、図書館で現在なしえるPR媒体、広報いしかり、図書館広報、それからホームページ、又は、館内ページ、さらにはこの新たな登録者の方にはこの利用登録申込書にアンケート並びに情報提供というところも更に加えて皆様に誤解のない形で私どもの事業を進めて参りたいと考えています。以上です。

【向田会長】

そうすると、従来からもう登録されている方にはそういうふうにする。新しく登録する方には少し書き換えるということですね。

【池田副館長】

そのとおりでございます。

【村上委員】

それをもう少し詳しくお聞きすると、例えば調査のために使用してもいいですかみたいな、新たにカードを作る際には意向に丸を付けるとか付けないとか、そういうことをするのでしょいか。

【池田副館長】

現在、国内、私、国内程度しか調べることはできませんでしたが、こういう個人情報を収集している民間並びに公的機関の中で、この収集する際の色々な但し書き、こういった部分を調べさせていただきましたが、その際に村上委員のおっしゃるような丸印を付けてあえて意向を付けていただくというのもございましたけれども、最近では、登録の際といいますか個人情報を個人が先方に登録する際に、又は、企業並びに機関が情報を受付ける際に個人情報を提供する側が明らかにその収集する目的を確実に確認できる手段をとられているようでございます。その際には、最近良くあるのは、やはり、この度、ご提供をいただきました個人情報につきましては、当機関といたしましては、図書館を例にとりまずと利用登録のため、貸出業務のため、更には図書館サービスの向上を目的としたアンケートのため、そして用途に応じた図書館情報提供のため、そういう目的を明記した形、これを明らかにした上で個人情報を提供していただける、こうした形が主流だと私共が調べ

させていただいて把握しているところでございます。

図書館でも、今後はそうした形で利用者の方に確認していただき、個人情報を提供して貰うというふうに考えているところでございます。

【村上委員】

今後ということですね、それは、新規ということ、目的を全部書き出してその上で書いてくださいと。そういうことになりますね。

利用している人が納得している状況である分についてはなんでもないことで、すべてそうなのですけれども、このこと自体はなんでもないことと思うのですけれども、その都度、都度目的を書き出していく、これが個人情報を使用するという普通のやりかたなのでしょうか。

審査会に求められているわけなのですが、他の図書館の個人情報の扱いを調べてみたら目的にそって利用いたしますとか、どこか明示しているのですね。必ず図書館利用者には、分かるような形で、ひとつ、ひとつ細かな目標、例えば登録管理のためとか、調査のためとかは見なかったのですね、それで、大きなところで適切に個人情報を管理いたしますというようなことを行えば、なんでも出来るということではないのかなと思うのですけれども、この範囲のことは許されるのではないのでしょうかと私は思うのですがどうでしょうか。

逆に私がお尋ねをいたしたい。

【向田会長】

図書館の業務のため使用させていただき、その他のためには使用しませんとかは、一般的な表示の仕方と思いますが、それで、図書館の業務はなんですかということになれば、これと、これとですとか、審査会にかかっている目的を上げているのではないのでしょうか。

ということから、利用申込書にむしろ目的が明示されている方が良いのではないのでしょうか。

【酒井委員】

最初から、広く図書館の運営について個人情報を利用させていただきみたいな形の目的になっていけば良いのですが、管理だけに限ってと、今までなっているのですから、こういうことについては特に個人情報は新しい部分ですからシビアになっているのです。

【矢吹委員】

一言いいますが、利用者は自分で利用するときカードを持っていき利用できるのであって、しよっちゅうアンケート、メール、情報等送られてくることには、煩わしいという方も多々いると思われますので、チェック欄とか付けて送ってくださいとか、いらないですとかいうふうに選択性においた方が、利用者としては便利じゃないかと思います。これは、個人情報の問題ではないですけど。利用者の煩わしくないという面からしてです。

【村上委員】

ひとつ気になったことをお聞きしてよろしいでしょうか。こういうふうに目的を明記す

るということで、今後、色々な部分に書かれてくるという事ですけれど、それは登録する時だけでいいですか、それとも、図書館内部に個人情報については、石狩市民図書館はこのようにしますとかをどこか明記したりするのですか。

【池田副館長】

現在、情報管理課長のアドバイスもございまして、インターネットホームページも開設しております。これを、かわきりに個人情報に対しまして情報ポリシーというのですか、こういう表現を利用者の方、又、市民の方々に積極的にPRしていきたいと考えております。【村上委員】

そのことがすごく大事なことだと思うのです。

【向田会長】

よろしいですか。外、何かありますか。それでは、特に異存はないと思いますので、この諮問の追加案件については、審査会としてはよろしいという形で答申したいと思います。

【向田会長】

一時、休憩しますか。報告事項がありますね。それでは、答申の準備の間に報告案件を受け付けたいと思います。

【向田会長】

それでは、議題の2番です。よろしいですか。答申は、報告が終わった後いたします。

【椿原参事】

それでは、事務局から、平成17年度情報公開・個人情報保護制度の実施状況についてご説明をさせていただきます。

実施状況の報告でございますが、情報公開制度については、市部局の3件でございます。2件は建築確認概要書の開示で全部開示でございます。もう1件は国有財産譲与申請書の開示で一部開示でございます。

個人情報保護制度につきましては、市部局の3件ございまして、住民票交付請求、公務災害認定請求書等については一部開示、診療報酬明細書については全部開示でございます。

以上で、平成17年度における情報公開・個人情報保護制度の実施状況の報告とさせていただきます。

【向田会長】

今の、報告につきまして質問がございましたら。

個人情報保護制度の1番の本人から住民票交付請求とは。これは。

【椿原参事】

住民票交付請求の様式に記載がある開示請求者以外の氏名、住所、電話番号を不開示といたしました。

開示を請求した本人以外の部分を第16条第2号に該当することで不開示としたところであります。

【矢吹委員】

これは、自分の住民票を誰が請求したかということについて開示を求めてきて、請求者の住所、氏名、電話番号を不開示にしたということですね。

それから、情報公開の２番目の一部不開示はどの部分を不開示にしたのですか。

【椿原参事】

国有財産譲与申請書の申請のために確定した、又は、取得した国有財産特定図面、国有財産特定図面位置配置図、国有財産一覧表の成果品の電子的記録的保存を行っていないため、不存在ということでございます。

【向田会長】

その他、平成 17 年度の実施状況報告に対して質問等ありますか。

よろしいですか。ありがとうございます。

その他、事務局で何かありますか。

【椿原参事】

いまのところ、事案は発生しておりません。

【向田会長】

本日の議題は以上でございますが、それでは答申書でございます。

平成 18 年 5 月 26 日

石狩市教育委員会

教育長 四 宮 克 様

石狩市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 向 田 直 範

平成 18 年 5 月 26 日付石教図第 25 号をもって諮問のありました、「石狩市民図書館個人情報事務登録簿」の目的の追加について審査した結果、審査会として、これを認めることとしたので答申します。

【飯尾生涯学習部長】

ありがとうございます。

【向田会長】

本日の日程はこれを持ちまして終了いたしました。皆様ご苦労様でした。

以 上